

佐賀県告示第100号

佐賀県婦人相談員設置規程（昭和55年佐賀県告示第229号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(相談員)</p> <p>第3条 相談員は、社会的信望があり、かつ、前条に規定する職務を行うに必要な熱意と識見をもつ年齢30歳以上の者のうちから、知事が委嘱する。</p> <p><u>2 相談員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>3 補欠により委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 知事は、任期中といえども、不相当と認める場合は解任することができる。</u></p> <p>(報酬等の支給)</p> <p><u>第5条 相談員には、予算の範囲内で報酬及び費用弁償としての旅費を支給する。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、<u>服務その他必要な事項</u>については、別に定める。</p>	<p>(相談員)</p> <p>第3条 相談員は、社会的信望があり、かつ、前条に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つ者のうちから、知事が任命する。</p> <p>(補則)</p> <p>第5条 この規程に定めるもののほか、<u>相談員の設置に関し必要な事項</u>については、別に定める。</p>

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。